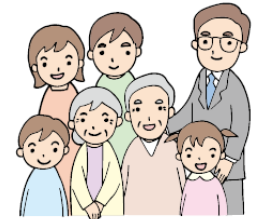


後見センターレポート vol.4 (平成26年1月)

後見制度支援信託の利用を進めています。

後見センターでは、平成24年2月から、後見開始の審判の申立てのあるものについて、また、平成25年6月から、既に、親族後見人が選任されているものについて、それぞれ、後見制度支援信託の利用を進めています。後見制度支援信託とは、本人の財産のうち、一部を預貯金として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託して、払戻しの場合には、家庭裁判所の発行する指示書を必要とする仕組みです。この仕組みにより、後見人の判断だけでは払戻しができない財産ができ、本人の財産の保護を簡易・確実に行おうとするものです。本人の財産のうち、流動資産が1000万円以上ある方については、順次、説明及び事情聴取を行う予定ですので、案内をお待ちください。なお、詳細は、東京家庭裁判所後見サイトをご覧ください。



http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_qa/index.html#1_q13

特別代理人、後見監督人の利用を進めています。

親族後見人から、本人から生活費を受領したい、本人の建物を利用したいなどの問い合わせがあることがあります。このような行為については、その金額にかかわらず、特別代理人の選任の申立てを要します。また、親族後見人から自らの配偶者や子、兄弟姉妹、親に対して贈与したい、金銭を貸し付けたいなどの問い合わせがあることもあります。このような行為につき親族後見人に判断させるのは相当ではない場合があるので、後見監督人を選任して第三者の立場から意見を求めることを進めています。



後見開始の申立書類の事前郵送をお願いします。

後見センターでは、これまで、申立て前に面接日の予約をして、申立書類は、面接日に持参していただくことをお願いしておりました。しかしながら、この方法では、面接日に申立書類の審査のため、一定の時間お待たせすることが避けられませんでした。そこで、このたび、予約した面接日のできるだけ前に、申立書類を郵送していただくことをお願いすることとしました。なお、面接日の直前に郵送されますと面接日に到達しなかったり、到達しても審査する時間がなかったりすることがありますので、遅くとも面接日の3営業日前までには後見センターに到着するように発送してください。

報告書は期限までに漏れなく提出しましょう。

後見センターでは、後見人の方に、成年後見人・保佐人・補助人Q&Aをお渡ししております。また、財産目録・収支状況報告書については、予め提出月を定めて提出を促しております。さらに、記載内容については、上記Q&A中「財産目録・収支状況報告書作成の注意事項」(平成25年1月版では65頁)内で説明をしております。特に、必要な添付書類を忘れたり、収支と財産の差額の一致の点検を忘れたりしている方が多くおられます。このような方については、必要に応じて調査人や後見監督人を選任し、調査、指導を依頼することになります。なお、後見業務全般についてはリーガルサポート東京支部や社会福祉協議会等が実施している研修に参加することをお勧めします。